

臨床教育に関するお願い

医師・歯科医師臨床研修について

当院は、臨床研修指定病院として、医師・歯科医師の臨床研修を行っております。臨床研修は、国家資格取得後の2年間(歯科医師は1年間)に、基本的診療能力の修得及び資質の向上を目的として行っております。

看護師の特定行為研修について

当院は、看護師の特定行為研修を行う研修機関(日本看護協会看護研修学校等)の連携協力施設として、一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた研修生(看護師)の実習を行っております。

特定行為の実習は、看護師が医師の判断を待たずに医師があらかじめ作成した手順書(指示)に則って、診療の補助を行うことのできる知識及び技術を習得することを目的としております。

学生の実習について

当院は、医学部生をはじめ、薬学部生、看護学生、医療系専門学校・各種学校(リハビリテーション技師、放射線技師、検査技師、救急救命士など)の学生の臨床実習を行っております。臨床実習は、学校教育で取得した知識・技術を臨床現場で体験・学習することを目的として行っております。

当院では、臨床研修医、特定行為研修生(看護師)、医学部生等が診療の場に同席させていただく場合がございますが、指導医・指導者の監督の下で医療安全面には十分配慮して行っておりますので、次世代を担う医療人の育成のため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。